

案

令和3年 月 日

久御山町長 信貴 康孝 様

久御山町上下水道事業経営審議会
会長 西垣 泰幸

久御山町下水道ビジョン及び経営戦略の策定について（答申）

令和2年10月7日付け2久事上第271号で諮問された「久御山町下水道ビジョン及び経営戦略の策定」について、諮問から延べ8回の会議を開催し、各委員の知見や経験、専門性など幅広い視点から慎重に審議を重ねた結果、パブリックコメント制度における住民等の意見等も踏まえた別冊の「久御山町下水道ビジョン（案）」は妥当であると判断し、ここに答申いたします。

1 はじめに

下水道は、生活環境の改善はもとより、公衆衛生の向上や河川等公共用水域の水質の保全等、多岐にわたる重要な役割を担っており、住民が健康で快適に暮らしていくために不可欠な社会基盤です。

久御山町の下水道事業は、昭和 57 年度に事業の認可を受け、平成元年度に供用を開始されて以来、順次事業計画区域を拡大しながら下水道整備を進めてこられ、令和元年度末には、人口普及率が 99.9%に達したところです。

また、経営面においては、これまで人件費をはじめとする維持管理費の抑制に努めるとともに、平成 29 年度には地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、経営状況の「見える化」にも努めてこられたところです。

一方で、今後は、人口減少や節水機器の性能向上と普及等による水需要の低下に伴い使用料収入は減少傾向で推移する見込みであり、また、高度成長期に整備した下水道施設の老朽化への対策費が増加すること等を勘案すると、久御山町下水道事業を取り巻く環境は、大変厳しくなると予測されるところです。

このような状況のなか、本審議会では、久御山町長から下水道事業の進むべき方向性と施策を示す中長期的な事業計画となる「久御山町下水道ビジョン及び経営戦略の策定」についての諮問を受け、提案された原案を基に慎重に審議を行いました。

2 久御山町下水道ビジョン（案）について

(1) 投資計画について

ア スtockマネジメント実施方針及び計画の推進

下水道施設を長期的視点で計画的かつ効率的に管理するためには、ストックマネジメントを推進することが重要です。

今後は、ストックマネジメント実施方針及び計画に基づいた点検・調査、計画策定、修繕・改築のサイクルを着実に進めることで、下水道施設の長寿命化を図るとともに、効率的な管理を実施していく必要があると考えます。

イ 下水道未整備地区の検討

久御山町の下水道普及率は 99.9%に達していますが、地理的、地形的または技術的な要因により、下水道整備が困難な地区があります。

下水道未整備地区については、投資効果や費用対効果なども勘案し、

下水道整備に係る課題を個別に整理するなかで、下水道と同様の便益が受けられる合併浄化槽による処理も含め、課題解決の方策を検討することが望ましいと考えます。

(2) 財政計画について

ア 下水道使用料について

「久御山町下水道ビジョン（案）」の計画期間においては、経常収支比率は100%を超える見込みで推移するとともに、資金ショートを起こすような状況も見込まれないことから、住民等の負担軽減も考慮したうえで、現行の使用料体系を維持することが望ましいと考えます。

イ 一般会計繰入金（公費負担）について

総務省が示す公営企業に係る繰出基準に定める経費については、一般会計が負担すべきものと考えますが、下水道の役割が、公益性が高く、受益者が下水道使用者に限定されない側面があることを鑑みれば、繰出基準に定める経費に加え、下水道の整備・普及のために要した経費についても、一般会計で負担すべき部分があると考えます。

本審議会では、この基準外繰入のあり方について、今後、下水道事業が蓄積すべき目標資金残高や、企業債残高の抑制等も考慮したうえで、下水道の整備・普及のために要した令和3年度以前に起債した企業債の元金償還額の40%を一般会計の負担部分として、下水道事業へ繰り入れることが望ましいと考えます。

ウ 企業債について

将来世代に大きな負担を残さないためにも、企業債の新規発行を抑制し、企業債残高を抑制することが望ましいと考えます。

本審議会では、下水道使用料及び一般会計繰入金、目標資金残高等を考慮したうえで、企業債については、起債対象を管渠改築工事（管更生工事等）とし、起債充当率を30%とすることが望ましいと考えます。

3 付帯意見

(1) 住民等への周知・理解

下水道事業を安定的・持続的に運営していくためには、下水道事業に対する住民等の理解と協力が不可欠です。

そのため、下水道の役割を含め、下水道のことを一人でも多くの住民等に知ってもらい、下水道を身近で大切なものと実感していただけるよう、ホームページや町広報紙、機関誌等、多様な情報発信ツールを積極的に活用し、分かりやすくきめ細かな広報活動の実施に努められたい。

(2) 下水道使用料のあり方

ア 使用料体系の見直しの検討

財政計画においては、現行の使用料体系を維持することが望ましいとの結論に至りましたが、「久御山町下水道ビジョン（案）」でも述べているとおり、現行の使用料体系には、一部の大口使用者の稼働状況によって使用料収入が強く影響を受けるといった構造的な課題があります。

そのため、今後、社会情勢や経営環境等が大きく変化することで、使用料収入が大きく減少することが見込まれる場合には、使用料体系の見直しを検討する必要があると考えます。

イ 使用料改定に係る周知・理解

使用料改定は、住民生活や町内企業の経済活動に直結し、大きな影響を及ぼすため、使用料体系の見直しが必要となった際には、その経緯や必要性について、十分に住民等の理解が得られるよう、丁寧な説明に努められたい。

(3) 今後の整備・普及に係る一般会計繰入金（公費負担）のあり方について

これまでの下水道の整備・普及のために要した経費に係る一般会計繰入金（公費負担）については、「2 久御山町下水道ビジョン（案）」について（2）財政計画について」のとおりであるが、今後、未普及地区の下水道整備や土地区画整理等によって新たに下水道を整備・普及する場合においても、今回整理した公費負担のあり方の趣旨を踏まえ、その負担のあり方について検討するよう努められたい。

4 おわりに

下水道事業の責務は、住民の共有財産である下水道施設を適正に更新、維持管理し、いつでも安全・安心に使用できる快適な生活環境を守る下水道を、持続的に運営し続けることです。

今回策定の「久御山町下水道ビジョン（案）」は、長期的な視点に立ち、事業の進むべき方向性とその責務を全うするための具体的施策を示した、これからの久御山町下水道事業の道しるべとなるものであります。

「久御山町下水道ビジョン（案）」の推進にあたっては、毎年度の進捗管理を通して情勢の変化を把握するとともに、定期的な見直しにより柔軟に対応し、より一層の経営効率化に努め、住民等のご理解とご協力を得ながら、積極的に計画内容の実現を図られるよう要望いたします。

久御山町上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
令和2年度	第2回 令和2年 10月24日	(1) 諮問 (2) 下水道ビジョンについて ア 下水道ビジョンの策定にあたって イ 下水道事業の概要
	第3回 令和2年 11月24日	(1) 令和元年度久御山町水道事業会計決算の報告について (2) 令和元年度水道事業経営戦略の事後検証について (3) 令和元年度久御山町下水道事業会計決算の報告について (4) 水洗化人口の見直しについて (5) 今後のスケジュールについて
	第4回 令和2年 12月21日	(1) 第2回・第3回会議の概要 (2) 下水道ビジョンについて ア 現状と課題 イ 将来の事業環境 (3) 今後のスケジュールについて
	第5回 令和3年 3月17日	(1) 第4回会議の概要 (2) 下水道ビジョンについて ア 投資・財政計画（収支計画） (3) 今後のスケジュールについて
	令和3年度	第1回 令和3年 5月17日
第2回 令和3年 7月20日		(1) 令和3年度第1回会議の概要 (2) 下水道ビジョンについて ア これからの下水道事業 イ 具体的施策 ウ 投資・財政計画（収支計画） エ ビジョンの実現に向けて (3) 今後のスケジュールについて
第3回 令和3年 8月24日		(1) 久御山町下水道ビジョン（案）について (2) 答申（案）について (3) パブリックコメントの実施について (4) 今後のスケジュールについて
パブリックコメントの実施：下水道ビジョン（令和3年9月15日～10月14日）		
第4回 令和3年 11月22日		(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 久御山町下水道ビジョン（案）の修正について (3) 答申（案）の修正について (4) 今後のスケジュールについて

久御山町上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	職名 (団体名)
学識経験者 第1号委員	会 長 にしがき やすゆき 西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
	副会長 にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学大学院准教授
	まつわか えりこ 松若 恵理子	公認会計士
上下水道事業有識者 第2号委員	かたおか きよつぐ 片岡 清嗣	元久御山町事業建設部長
住民公募 第3号委員	みずの むつの 水野 睦乃	住民委員
	みつい あつし 三井 篤志	住民委員
その他 第4号委員	おくと けんじ 奥戸 健二	株式会社王将フードサービス 久御山工場 製造業務課 係長
	はやし じゅんじ 林 淳二	株式会社京都銀行 久御山町支店 支店長

※久御山町上下水道事業経営審議会条例第3条第2項に定める第1号委員から第4号委員の順